

大規模小売店舗立地法に関する都の意見通知について

平成25年5月27日
産業労働局

大規模小売店舗立地法(以下「大店立地法」という。)に基づき検討を進めてまいりました「ファッションセンターしまむら豊田南店」の新設に係わる案件について、大店立地法第8条第4項の規定に基づく都の意見を通知しましたのでお知らせします。

1 店舗概要

店舗の名称	ファッションセンターしまむら豊田南店(とよだみなみてん)
所在地	日野市豊田一丁目26番2号
設置者	株式会社しまむら
店舗面積	1,059平方メートル
営業時間	午前10時から午後8時まで

2 経緯

- 平成24年10月5日 新設の届出
- 平成25年5月9日 東京都大規模小売店舗立地審議会から答申

3 意見通知日

平成25年5月27日 都の意見を設置者に通知

4 意見

- 自動車出入口の安全対策について
駐車場の自動車の出入口No1は入口専用、No2は出入口兼用であるため、入出庫が徹底されるよう、出口方向を示す案内看板を設置するなど、自動車出入口の安全対策を行うこと。
- 店舗への案内経路の設定等について
来客車両の駐車場への案内経路の設定や来客車両による周辺道路の交通への影響に関する事項について、周辺道路の混雑等を考慮していないなど調査内容が不十分であり、適切な検証が行われていない。
店舗への案内経路の設定等について、関係機関と協議のうえ、検討内容を実証する適切な資料を示し、合理的な説明を行うこと。

問い合わせ先
産業労働局商工部地域産業振興課 電話 03-5320-4788